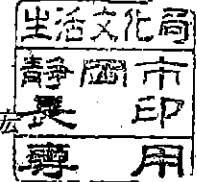


静岡市告示第 779 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）新聞ほたる地区第1工区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更するので、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成26年12月12日

静岡市長 田 辺 信 宏



- 1 葵区新聞字都沢に編入する区域
葵区新聞字宮島 1479 番 1、1479 番 2、字中村 1892 番 1、1893 番 4 及び字宮島 1490 番 1 の地先の道路である公有地の一部
- 2 葵区新聞字宮島に編入する区域
葵区新聞字都沢 1501 番 1、1501 番 2、1504 番 3 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
- 3 葵区新聞字神足に編入する区域
葵区新聞字日影 2018 番 1、2018 番 3 の一部、2019 番から 2023 番まで、2024 番 1 の一部、2024 番 3 の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
- 4 葵区新聞字日影に編入する区域
葵区新聞字梨ノ沢 2051 番 1 の一部、2051 番 3 の一部

上記地番は、平成 26 年 8 月 1 日現在の登記簿による。